

44-2 機械加工職種(フライス盤作業)

2010.8.26

<p>作業の定義</p>	<p>フライス盤(数値制御式のものを含む)を使用し、材料の形状や材質に応じて、加工方法や切削条件(切削速度、切込み、送り)等の各種調整を行った後、工具(回転刃)を回転させ、万力に取り付けられた加工物に送りとを与え、目的に応じた切削加工を行う作業をいう。</p> <p>参考 フライス盤 フライス等の工具を回転させ、工作物に送り運動を与えて、平面削り、溝削り等の加工を行う工作機械をいい、コラム、主軸台、テーブル、ベース、送り機構などの基本的構成部分から成る。</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)フライス盤作業(通常の精度とは、100分の5mm以上の精度をいう。)</p> <p>使用する旋盤は、フライス盤及び数値制御フライス盤でも可とするが、基礎2級、基礎1級及び3級の技能検定実技試験で数値制御式のものをを使用する場合は、切り込みや送り操作は手動モードで行う。詳細は都道府県職業能力開発協会に問い合わせされたい。</p> <p>①各種の切削工具の取付け及び加工段取り作業                  ②六面体加工作業                  ③通常の精度の平面及び溝の切削作業                  ④切削作業の種類、工作物の材質及び切削工具の材質に応じた切削条件の決定作業                  ⑤読図作業                  ⑥測定作業</p> <p>(2)安全衛生作業</p> <p>①雇入れ時等の安全衛生教育                  ②作業開始前の安全装置等の点検作業                  ③機械加工職種に必要な整理整頓作業                  ④機械加工職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業                  ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業                  ⑥安全装置の使用等による安全作業                  ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業                  ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">※</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業</p> <p>①旋盤作業(数値制御式のものを含む。)                  ②研削盤作業                  ③マシニングセンタ作業                  ④けがき作業                  ⑤その他機械加工作業                  ⑥放電加工作業                  ⑦仕上げ作業                  ⑧切削工具研削作業</p> <p>(2)周辺作業</p> <p>①機械検査作業                  ②加工部品及びユニットの組立て・調整作業                  ③製品(部品)の梱包・出荷作業</p> <p>(3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業)                  上記※に同じ</p>
<p>使用する工作物[素材(材料)](該当するものを選択すること。)</p>	<p>フライス盤作業で使用される工作物[素材(材料)]であれば全て対象(硬質ゴムは除く。)と考えられる。</p> <p>1.鉄鋼                  2.アルミニウム及びアルミニウム合金                  3.銅及び銅合金                  4.セラミックス                  5.樹脂(プラスチック)</p>
<p>使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>1.を必ず使用し、2.から26.のうち必要なものを使用すること。</p> <p>1.フライス盤[立てフライス盤、No.1～No.3(テーブル移動量(mm):左右、前後、上下:No.1、No.2、No.3:550～700、200、300:700～850、250、300:850～1050、300、350:フライス盤の大きさを表す。)程度]。数値制御式のものを含む。                  2.工具整理台                  3.チャック及び付属工具(チャックハンドル、ボックススパナ等)、マシンバイス、取付ジグ及び付属工具(バイスハンドル、スパナ等)                  4.回転センタ、固定センタ                  5.各種バイト、正面フライス・エンドミル等                  6.油砥石(あぶらといし)                  7.やすり(ばり取り用)                  8.ペンチ等(切りくず除去用)                  9.刃物台固定用工具(スパナ、六角レンチ等)                  10.片手ハンマ(木製又はプラスチック製)                  11.各種マイクロメータ                  12.シリンダゲージ                  13.ノギス                  14.スケール(金属製直尺)                  15.その他計測器工具類                  16.電子式卓上計算機                  17.切削油                  18.切削油缶                  19.はけ                  20.ブラシ                  21.ウエス                  22.切りくず除去棒                  23.小ぼうき                  24.洗い油                  25.保護眼鏡                  26.新明丹(しんみょうたん:商品名)</p>
<p>製品の例</p>	<p>各種機械器具製造業等で製造される部品・製品や、最近ではプラスチック製品製造業、窯業・土石製品(セラミックス)製造業等で製造される部品・製品が該当する。フライス盤作業で製造される部品・製品が対象となる。</p>
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.機械修理作業                  2.溶接作業                  3.原動機組立て作業                  4.金属加工機械組立て作業                  5.産業用機械組立て作業                  6.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</p>